

農業計画の問題点(二)

——地域農業計画化に関する覚え書——

渡 辺 兵 力

- 一、はじめに
- 二、農業の計画
- 三、地域農業診断
- 四、診断から設計への問題点(以上一五卷三号)
- 五、計画における目的と手段
- 六、農業設計(実施計画)の問題
- 七、計画者と計画的誘導

五、計画における目的と手段

(一) 予想の問題

生産主体が自分の将来行動を律するために行なう判断を計画と理解してきた。したがって計画的判断には常に予想の問題が伴う。ここにいる予想は計画者の主観的判断であるが、それはできるだけ客観的な素材を一定の形式的手続きを経て得られたいいわゆる経済「予測」と、計画者の純主観的判断であるところの「予見」との二つの内容を異にした判断から構成されたものといえよう。しかも、計画が具体的な行動に関する判断であるからには行動主体の自主的・意欲的「決断」(選択・決定を伴う)を伴った判断でなければならない。その意味では、計画における予想

は計画者の行動意志を決定するのに必要な素材乃至条件を提供するものといえよう。

さきに、計画的判断は診断と設計とから成ると考えてきたが、予想はこの両者において共に必要である。診断における主たる問題は地域農業の所得状態とその所得諸要因との予想であり、主として経済的予想を内容としているが、設計段階の予想は所得向上という計画目標を実現するための具体的な行動にかかわるものであるから、主として生産技術的事象についての予想を内容としている。すなわち、診断においては生産技術的諸関係を一定として、社会経済的諸事象の予想が必要であり、設計では逆に経済的諸条件は固定して生産技術関係を変数と考え、その予想的判断にもとづき行動を律しようとする。しかし実はこの二つを結びつける場合の判断に問題がある（後述）。

予想（予測と予見）は将来に関する判断であるから、当然乍ら時間の長短にかかわる。すなわち、長期的予想（傾向の判断）と短期的予想（変動の判断）とが区別され、計画においては両者ともに必要であらう。また予想するものゝ対象の如何で予想の方法は異なるであらう。農産物の需要・価格、農業所得、農業生産要因等経済的諸量乃至事象の予想は、経済学的手法による予測によるべきであらうし、農業関係の法制・制度、農村の社会関係等、所得分配に間接的に作用する諸条件の予想はそれぞれの分野の方法をもって行なわれることになる。

しかし、何れにせよ、計画的判断のための予想は計画者が決断するための一つの手段であり、予想それ自体が目的ではない。したがって計画者の判断には「予想」という手続を経ずに一気に決断を下す場合も実際にはありうることで、ある計画者と行動主体とが合致している場合は、予想を省略して決断だけによる計画的判断も合理性を主張しうるが、ここで問題にしている地域計画のように、計画者と行動主体とが異なる場合には、上述の意味のような予想的判断の手続を必ず必要としよう。

(二) 「所得均衡」概念の導入

地域農業計画における診断は、

(i) その地域内の住民（農業者）所得の状態（平均的所得水準、所得規模とその階層性・地域性等）の実態からその将来状態を予測する。

(ii) その予測された一時点の所得状態が計画者の主観的判断では望ましくないと、より望ましい所得状態のいくつかを予見し、その中から最も望ましく且つ実現可能と判断される状態を計画目標として選択する。

という手続を必要としよう。したがって、予想して採択を決定した計画目標は、其後の農業者の行動を律する働きをもつものでなければならぬ。目標設定は計画者の主観的判断でなされるから、計画における主観性は極めて重要な意味をもっている。しかし、多数の経済主体の集団で構成されている地域農業の計画目標は、その目標が多数の農業者の生産行動を具体的に誘導しうるだけの働きをもっていなければ無意味であるから、計画者の主観性をおびている反面、ある程度の客観性乃至は一般性を具備していなければならない。すなわち、「望ましい所得状態」は計画者の主観により設定されたものであると同時に、多数の農業者の納得できるものである必要がある。

この問題について、最近新しい一つの考え方が提案された。それは農業基本法が、今後の農政の最終目標としてかかげたいわゆる所得均衡の概念である。農政の目標としての「所得均衡」は、国の農業計画目標ということになる。しかし、同時にこれを地域農業計画の目標におきかえることがきよう。すなわち、地域内農業者がいうところの「所得均衡」という所得状態を各自の行動目標として是認し、その目標実現に向って行動するならば、これを地域農業計画の目標にかかげることが妥当しよう。けれども、本来計画者の主観的判断によって最終的に決めら

れるべき性質をもっている計画目標を、所得均衡といった一般的・抽象的表現の概念をもっておきかえてしまつて問題はなからうか。

極く常識的な問題点から検討するならば、第一に文字通りの「所得均衡」化は殆ど実現不可能に近いといえよう。そのような実現不可能な状態を計画目標とすることがまず問題である。⁽¹⁾第二は、計画論としての論理的構成からいって、例の「基本問題」答申案で示されたようなかたちの目標設定の仕方に問題がある。すなわち、今後の農業所得の年成長率を五%と予測し、この五%がいわば農政目標の具体的な表現になっている。この数値は年率三%の農業生産増と年率二%の農業人口減、という所要因の変動予測の上に計出されたものである。ここでは五%、二%といった計測値そのものの当否を問題にしようとしているのではない。生産増と労力減との二要因の相互関係、及びそれらと農業所得との実際の関連性或は三者の間の一方的因果関係の存在を十分に示さずに、五%という具体的計画目標を設定するという手続きに問題があるように思う。

この農業計画目標設定の大前提は年率七%を越える国民経済の成長の継続ということである。その結果として農業就業者人口の減少を予測し、他方、経済成長と農業生産の現状から農業生産の増加を予測し、その論理的帰結として農業所得水準の向上が予想され、それを計画目標としている。その意味で年率五%という農業計画目標は一見して極めて客観性をもっている。国民経済の躍進的成長の主たる担い手が非農業部門であり、農業外の経済成長の結果として生れる農業所要因の予測を捉えて目標値を計出するという論理と手続きは、農業の側の主体性と殆ど交渉をもっていないといつてよからう。そして、就業人口の減少と生産所得の増加という、農業所得(永華)の要因の方を先に予測して、目標値を決めるという方式である。国民経済的立場からの経済的論理的帰結は以上のような

考え方で誤ってはいないであろうが、農業計画論的立場からは、農業就業人口の減少（条件）→生産所得の増大（手段）→農業所得水準の向上（目的）といった一方的因果関係の成立を現実的に確認しなければ、計画目標の具体性が保障されないのではなからうか。

現実問題としては、農業就業人口の減少という条件が一般経済成長の結果として与えられ、農業計画者（国、県、市町村、農協、農家等）はこれを計画の与件として受取り、その上で目指す所得向上（目的）を積極的にもたらす農業生産性の向上を、計画手段として扱っていくことになる。しかし二つ以上の関係し合う経済諸量の間には常に原因結果の相互関係が働いていると考えるべきで、農業人口減→農業生産増という関係が安定して一方的に存在するとはいい難いであろう。ところが計画論は、関係する経済諸量及び諸要因の間に一方的因果関係を設定して、その上で行動しようとするのである。この点、具体的な計画目標とその実現手段乃至条件との相互関係だけを前程とする一般経済分析と異なった考え方が必要であろう。

例えば、計画目標を農業所得の成長率五％と設定した場合に、価格関係と所得率とを一定とすれば、農業就業人口の漸減という条件の中で、如何にして生産所得の増加率を五％にするかということが農業設計の目的となる。前述の三％の生産所得の伸びは、予測された傾向としての伸び率であって、これでよければ敢えて新たな農業計画的行動を必要としない。ところが実際には三％＋アルファでなければ本来の計画目標を実施しえないと判断され、且つ農業労働力の減少、農業労賃水準の上昇という条件の下で、従来のような生産行動の仕方をもそのまま継続していたのでは、この＋アルファがむづかしいと判断されるからこそ、新たな計画が必要になるわけであろう。

以上、「所得均衡」という一般的計画目標の一つの具体化の事例として、農業所得の成長率をもって示す考え方

について若干の問題点を指摘した。地域農業計画の場合もこれと同様に一定の所得成長率を第一次的目標とするのが妥当であるが、その目標を実現する手段としてはやはり農業生産額と生産性との伸びがとりあげられ、個々の計画、すなわち設計にあつては、個々の農業生産部門の生産性の計画的成長が具体的な行動目標として設定されることになる。例えば、三年後に水稻作のオール当り数量を四五〇キロとする、或は乳牛一頭当り搾乳量を二五石にする、といった具体的生産目標が農業者への行動基準として示されるべきであらう。

(三) 自立経営の育成

所得均衡という目標を現実に実現していく手段として「自立経営の育成」ということがいわれ出した。しかも、農業基本法の成立以来いわゆる農業構造改善政策が大きくとりあげられ、この農業構造改善施策は具体的には特定地域においてこれを実施していこうという構想のものである。⁽²⁾そして、この構造改善の重要且つ具体的目的が「自立経営の育成」ということになっている(農業基本法第十五条参照)。周知のように、「自立経営」概念の中には所得均衡ということが条件とされているから、農業計画目標実現の手段として自立経営の育成をとりあげることが一応論理的に成立するといえよう。⁽³⁾

さきに述べたように地域農業計画の立場では診断の第一段階でその地域の住民所得の実態(平均所得水準、所得規模構成等々)をとらえてその将来状態を予測する。この場合に農業基本法の考え方によると、第一に現状における自立経営該当農家(経営)と非自立経営農家とを識別して、とにかく、経済的自立可能な農家(経営)を増加することを農業構造改善の目的として設定することになる。したがってこの考え方では診断的予測の対象として地域農業の平均的状态よりも農業所得規模階層構成の方が重要視され、将来の自立経営戸数の予測と望ましい戸数構成の予

見が具体的な目的として設定される。しかも、自立経営概念の動態的側面からして、比較しうべき他産業の所得水準の成長と均衡するという条件を満足する必要があるから、その地域の農業の実態から予想される成長基準と一応無縁な所得成長基準を計画目標として固定してしまうことになる。更に、このような目標設定では地域内で限定された自立可能な経営集団のために諸施策（農業設計）を遂行せざるを得ないであろう。すなわち、計画設計の重点が高い農業所得の経営層に集中し、非自立的低所得経営層（所得不均衡農家）は施策の対象からはずされ、むしろ農業生産主体として排除していくことが計画目標実現の手段となる。いわゆる農業構造の概念からして論理的に引き出される構造改善とは、在来の農業経営構造の零細性を排除していくことであるから、その限りにおいて非自立的経営の減少、自立経営の増加という方向へ向う改変は是認されよう。ところが、構想されている農業構造改善事業の主たる内容、すなわち構造改善の目的の実現手段の甚だ多くは、農業生産を合理化しその生産性を向上させるために必要な諸条件を作り出すこととされている。しかし、前述のように、農政の体系の論理では、農業構造改善という条件の上に農業生産向上の施策が講ぜられ、はじめて生産性の進展が期待できるという順序であった。したがって、構造改善事業（条件形成）の目的と手段との関係とは逆である。ここにも経済事象に対する条件と手段、原因と結果の相互関係についての問題があらう。

以上のように考えてくると、地域農業計画一般をいわゆる農業構造改善計画でおきかえるという理解は必ずしも当を得ていないということになる。地域農業計画論における計画目標（目的）は、再々述べるようにその地域の農業所得水準（したがって農業者の生活水準）の持続的向上ということである。具体的には地域農業の実態にそくした実現可能な範囲内の所得成長を基準として、次に所得形成要因群を検討し、その目標を実現できるように、所得形成

諸要因を再編成する問題が「実施計画」ということになる。この場合の論理は、地域農業所得をたかめるには農業の生産性を向上させねばならず、農業生産性の向上を実現していく上に、若しその地域の農業構造が阻害条件になっていると判断された場合には構造改善を行なうという考え方になる。その意味で、構造改善計画は地域農業計画の一分野と理解したい。したがって、構造改善事業は、直接農業構造の改変に関係をもつ諸条件のうち、その地域の計画者が左右できるものだけについて問題にすべきである。すなわち農地所有形態の近代化と農業経営(活動)の拡大化に関係のある諸条件の形成とを行なうのが構造改善事業であるという理解になる。したがって、現に構想されている構造改善事業の主内容はそのまま是認できないということになる。この点について一例をあげてもう少し説明しよう。例えば農業構造改善事業の有力な一つとして地域内の道路改修事業を計画したとする。その場合従来の考え方からするとその道路改修はその地域の農業生産性をたかめ、自立経営の育成のために必要と判断されるので改修計画をたてたということになる。しかし小論の考え方では、その道路改修が地域内外への通勤条件の改善となり、それによって農外兼業者の有利な就業の促進に効果があると判断されたのでそれを計画した、という論理になる。効果的には同じような道路改修がなされ、上述の目的の相方ともある程度達せられたとしても、この計画の発想或は主目的のポイントのおき方は異なる。農地利用の拡大、経営単位数の減少、農業人口の減少といったいわゆる農業構造の改善を実現する基本要因を、動かすことに直接効果のある諸施策が、ここである構造改善事業である。このように考えると、農業構造改善の目的を「自立経営」の育成ということに限定してしまうのは当を得ない。むしろ、農業構造改善事業の目的はいわゆる農業近代化にある、という漠然とした表現の方が妥当ではないか。そして改善された農業構造の上で、実際にたかい生産性の農業が行なわれれば、おそらく「自立経営」が次第に形成

されてくるのだと理解すべきではないか。

「自立経営」概念を地域農業計画の中に導入することは計画の目的と内容とを一見具体的に示すようにみえるが、以上触れてきたように現状では多くの検討すべき問題があり、却って事柄を混乱させるおそれもある。たしかに、所得均衡化の理念に立って、その実現のために、いうところの「自立経営」を育成することは論理的必然性をもっている。しかし事實は、農業の生産性が向上してその当然の結果として自立経営がある程度増加する、という順序であり、地域計画論の問題すなわち「何をなすべきか」という問題に自立経営概念を殊更導入してやる必要はないのではないか。とくにややもすると固定化して誤解されやすい「自立経営」概念を計画目標に打ち出すことは、農業計画とその実践それ自体についての誤解をもまねくおそれがあるように思う。

(四) 地域農業計画の必要性

農業の改良・進歩を促す方法として、個々の経営計画の外に特定地域を単位とした農業計画的考え方立案とその実施がなされてきたのは必ずしも最近のことではない。戦前における経済更生運動然り、また戦後における開拓農業計画にもそうした考え方があり、更に昭和三十年から発足した新農山漁村建設事業計画等も一種の地域農業計画であったといえる。またこうした農政上の構想とは別に農業協同組合の動きの中にもこの二、三年来、地域営農計画の促進といった動きがみられる。このように個別経営の枠を越えた計画的な考え方を必要とする理由は多々あるが、経済的問題としてみれば、要するに農業における商品生産の原則が次第に貫徹されてきたことに対する適応ということになろう。

商品生産にあつては、原則として相当大量の生産物を計画的に市場に供給できなければ有利な取引ができない。

農業の場合でもこの商品生産の原則は変わらない。したがって、商品生産が進展すればするほど個々の農業経営の生産する生産量では、一商品としての市場取引単位量に不足してくる。生産段階はとにかくとして、市場に供給される商品取引（流通）段階では、多数の経営の生産物が一体になって扱われるようになる。しかもそれは次第に大量化された取引単位量を要求されてくる。したがって、市場・商品の側からみれば多数の経営集団が集合した生産地がいわば一生産単位と見做れるようになる。この傾向が最近よくいわれる生産団地形成の必要性・有利性の一つの理由であろう。

商品生産の進展に伴う以上の一般的傾向を是認すれば、生産計画を個々の経営単位で考える従来のやり方は、農産物の直接的生産段階では意味をもっていない。市場の側からはあまり意味がなくなってくるわけである。或は農産物の市場販売という視点からはどうしても大量の農産物を供給しうる生産単位を問題にせざるを得なくなる。ここに、特定地域（農業経営集団）を計画の単位とした考え方が必要になってくる理由がある。すなわち、商品生産としての農業は、他産業における生産原則と同様、市場でできるだけ有利に流通するために必要な条件をもった生産物を生産する、ということを経営的に考えざるを得なくなってきた。このことが地域毎の農業計画を考慮する必要を生んだ。別の表現をすれば、農業の合理的な規模・大量生産を実現する一つの有力の手段が地域農業計画だということができる。

しかし、小論では「地域農業計画」を市町村という公的計画主体が、地域（行政区域）内の住民（農業者）所得の向上を計画目標として行なうものと規定してきた。計画主体の問題と計画の内容の問題とはしばらくおくとして、地域単位に経済行動を律する計画的判断を行なう必要性は、とりもなおさず農業の商品生産をできるだけ合理的に

行なうことが農業所得を向上させる手段であり、それには前述の理由から個別経営を越えた生産計画が必要と考えられてきたからであると理解したい。

以上のように、地域農業計画の必要性は農業における商品生産の進展に伴って生れ、それは商品生産の合理化のための一手段である。しかし、計画的思考と行動の一般的目的は農業所得の望ましい持続的向上ということであり、その基本的手段は農業の生産性の成長ということになる。したがって、農業計画の実践の段階における計画（設計）は主として商品生産農業を合理的に遂行する具体的な農業者行動を指示するという内容のものとなる。

注（一） いわゆる「所得均衡」概念には次の三つの均衡状態が区別されよう。

（i） 農業と比較しうべき非農業との間で平均的所得水準が文字通り釣り合っている場合。現実にはある特定時点の質的所得（生活）水準が農業と非農業との間でほぼ合致している状態。

（ii） 農業と非農業との間に平均所得水準には格差が存在しているが、ある格差をもったまま、所得の伸び方がほぼ見合っているという状態をさす場合。

（iii） （i）と（ii）とが同時に成立する場合。現実には農業部門中のある経営とそれと比較しうべき他産業の中のある経営との間で所得水準が等しく、且つその成長率も等しい場合（いわゆる「自立経営」）。

産業間の平均所得水準が完全に均衡するという状態は現実には殆ど存在し得ないであろう。むしろ農業と非農業との間である程度の所得格差が存在するのが常態である。したがって「所得均衡」化の現実的内容は上述の（ii）の場合を指すものと理解するのが適当であろう。

（2） 農業基本法で示された農政の体系を次のように理解しておく。すなわち、「所得均衡」化を農政の最終目標とし、それを積極的に実現していくための手段として、農業生産性向上を目指す農業生産政策をあげ、更にこの生産政策を効果あらしめる条件として、農業構造政策を遂行する。したがって構造政策Ⅱ構造改善は生産性向上のための必要前提条件である。しかし現に構想されている構造改善事業の内容は特定地域の自立経営を育成する目的をもって、農業生産性向上

をもちたらずである諸条件、諸施設を作り出すことに集中している。この限りにおいて小論という地域農業計画と非常に類似した内容をもっているといえよう。

(3) 「自立経営」概念の規定は農業基本法第十五条に明確に述べられている。それは、三つの条件から成り、第一が近代の家族で構成された家族経営であること。第二は農業労働力の完全就業が可能でだけの経営規模をもっていること。第三が他産業従事者の所得・生活水準に見合うだけの水準にあること、いわゆる所得均衡(注(1)の(iii)の意味の均衡)を実現していること。別のいい方をすれば、将来とも相当な生活ができる専業農家の経営がいわゆる「自立経営」である。以上のように農業基本法の規定する自立経営は家族経営であると理解される表現であるが、この条件はそれほど固守する必要はないと思う。いうところの経済自立(第二、第三条件)が可能であれば、その農業経営形態は、個別的家族経営、協業経営、法人経営等々何れでもよいと受取るべきであると思う。したがって小論でいう「自立経営」は必ずしも家族経営に限定していない。所得均衡を実現している経営一般を指している。

農林省案による農業構造改善事業促進対策要綱では、構造改善事業計画は「自立経営農家、協業組織、協業経営の育成創出を目的」とうたっている。

六、農業設計(実施計画)の問題

ここにいる農業設計とは、地域農業診断の結果から計画者が地域内農業者の生産行動を律するために示す生産行動の手段と手順とを具体的にあらわしたものを指している。一般にはこれを実施計画と呼んでもよからう。数年来各地で行なわれた新農村建設計画はここのいう農業設計の事例である。いままでは「計画」というと主としてこの農業設計を主内容としたものであった。けれども小論では、設計すなわち具体的実施計画は計画的判断の体系の中の一部であって、設計の前に必ず診断が行なわれて総合的な計画目標が設定されて、それを実現する手段として諸の設計がたてられる。そして生産者はその設計通りに行動すべきものと理解してきた。

したがって、農業設計の対象となるのは農業所得形成諸要因と地域内農業生産主体群とである。とくに、所得諸要因の組合せが設計上の主な問題となろう。計画における設計は在来の組合せを改変することを課題としている。

したがって、在来の組合せによる所得形成の一般的メカニズムを明らかにし、更にそれを改変していく場合の所得形成のメカニズムを検討する問題が解決する必要がある。第一の問題は地域農業診断の問題の中で少しく触れてきた。しかし、設計にあたって、まず計画者の立場から所得形成諸要因を整理して捉えておくことが必要であろう。

(一) 農業所得要因の整理

農業所得は農業生産活動の最終結果であるから、生産活動に関係する一切の条件は広い意味での所得要因ということができる。しかし、農業設計の対象としては計画者の統制或は調整できる範囲内の所得要因だけが意味をもつことになる。もちろん、誰が計画者であるかによってその範囲は決り、また計画者自体とその地域社会の事情の如何で動かしうるものと動かし難いものがある。したがって一概に規定しがたい。しかし計画者が事実上コントロールできる所得諸要因（これを計画変数と呼んでも可）が設計の対象となる。

特定地域の農業設計ではその地域外の所得要因のなかに計画変数に該当しないものが多い。農産物需要動向、新しい生産資材の供給、それ等の価格条件等は農業所得に大きい影響を与える要因群であるが、農業設計にとっては与件の存在である。したがって設計対象は主として地域内の要因群に限定されよう。

次に、農業所得要因の中には所得変動（生産者の予期せざる変動）に関する要因と所得増減（生産者の行動の結果生ずる変動）に関する要因とが区別される。例えば、地域内の農業的自然の異常変動、或は農産物（生産資材）市場価格の異常変動等は前者であり、農業生産技術、農業投資、農業資源、農業生産諸関係、農業生産様式等は後者である。

農業設計は前者についてよりも主として後者に属する要因群を対象とするであろう。

以上のように、設計では種々の所得要因群を整理して、計画者が農業設計の対象としうるものだけに限定してかかる必要がある。地域農業からすれば、価格条件は計画与件であるから価格所与の下で如何に有利な農業生産部門を編成し、その農業生産性をたかめていくかということが、設計の目的となる。

(二) 設計におけるモデル分析

農業設計は上述のように所得諸要因一つ一つについて、農業生産性向上を実現する条件形成を内容とするものであるが、そのためには農業診断結果として示された問題点を一般的なかたちで書き改めるという手続きがなされることが理論上は望ましい。診断の結論は計画目標の提示と主要問題点の指摘であり、それを個々の設計にのせるには、その間に一般的な地域農業所得形成モデルといったかたちの整理を必要としよう。それをここでは一般設計と呼んでおく。

これは、国民経済的経済計画論でいう、いわゆる「決意モデル」或は「計画モデル」の設定に似た問題である。一般経済計画論では、国民経済を構成する経済諸量が相互に関係し合って生ずる経済事象を原因と結果とに整理して、その相互関係を組立てていくつかの構造方程式を設定する。それを計画主体の判断によって計画目的と計画手段とに分け、目的達成に必要な各種の経済諸量を計測する操作方式が、いわゆる「計画モデル」である。周知のように自由主義経済秩序の国々でも近年に至り資本主義経済の計画論的判断とそれに基づく国民経済に対する政策的干渉が強く要求されるようになって、「計画モデル」に関する研究が多方面からなされてきた。農業設計に関連させた「計画モデル」の方式は設計目的を先に与えて設計手段を選択するというかたちのもの、例えばティンバーゲ

ンの構造式モデル⁽¹⁾のような考え方がとり入れられよう。すなわち、地域農業の一般設計は、農業生産性基準を設定してそれを実現する諸手段の戦略的選択を中心としたモデルの方式が適當ではないか。

農業計画目標（所得 $\parallel Y$ ）とその形成要因群（ $A \cdot B \cdot C \cdots N$ ）との一般的關係が診斷結果として導き出され、それを受けて設計段階ではその要因群相互の關係を定式化して捉えねばならない。これがモデル分析となる。その際理論上は農業生産に関する計画変数と見做される要因であっても、計画者の立場からすると事実上与件的性質をもったものはモデルの中ではティンバーゲンのいわゆる局外変数的扱いをすることになる。

しかし、一般設計は農業生産（所得）に対する生産（所得）要因諸量の關係を示すもので、それ自身からただちに地域農業者の行動を具体的には示し得ない。それは次のような部分設計のかたちに分解される必要がある。

- (i) 地域農業の総生産（所得）とそれを形成する各生産部門（作目）収益との關係を示すモデル
- (ii) 各生産部門別に生産と生産諸要因との關係を示すモデル（生産部門別生産函数の設定）
- (iii) 各生産部門に共通する基礎的生産条件（施設）の建設に関するモデル（技術係数の設定）

これら部分設計のモデルは一般設計における決定式或は行動手段を示す機能をもつと同時に、計画与件として一応固定化した価格条件や技術条件がある範囲内に動かした場合の地域農業生産（所得）の変動を推計する場合の手がかりを提供しよう。

農業設計では設計時の農業生産性水準よりもたかい水準を基準（目的）として、それを実現するときの生産諸要因の結合を構造的に示す必要があるから、実は唯一の靜態的モデルでは不十分で、全体としては動態的モデルでなければならぬであろう。こうした動態的モデルを一義的に設定することの可能性についてはここで触れることがで

きないが、現実には通称される年次計画（一年単位の短期計画の積み重ね）の形式によらねばなるまい。すなわち年単位の静態モデルの累積という方法である。また一般設計は複數生産部門の生産活動の合成されたものであるから、モデルは複數の変數の集合というかたち、すなわち数学的形式は連立方程式乃至マトリックスの形式（投入・産出分析）となる。もちろん国民経済とは経済体系としてこの性格を異にする地域経済の場合に、一般経済計画論における計画モデルの形式をそのまま適用することは理論上も無意味であろうが、計画与件、計画變數等に関する確実性のある統計數値が入手できるものとすれば、モデル分析は可能であり且つ実践的にも有効と思われる。

(三) 部分設計の問題点

従来の地域農業計画的実践では、いわゆる農業生産基盤の整備、主要農業手段の導入といったことを特定地域を単位としてな行うこと、或は高い収益性を期待される特定生産部門を多數の経営に導入する、といったものであった。これ等は、つまるところはそうしたことの遂行がその地域の農業所得の増大に役立つという先驗的見通しがあつて行なわれているので、その限りにおいては地域農業計画といえよう。けれども在來の方式は計画論的にみれば断片的、部分的であつた。また、それはいわゆる地域農業の構造改変というところにまでは触れないものが多かった。しかし、「所得均衡」という一般的目标に接近しようという意図をもつた地域農業計画は、その設計がより総合的で且つある程度体系化されたものである必要がある。またそれは農業構造そのものを変える規模の設計でなければなるまい。

(A) マクロ的設計

個々の農業経営についての「経営構造」という概念を地域農業にあてはめて、それを仮りに地域農業の「生産構

造」と呼んでおく。地域農業設計の第一はこの「生産構造」の改造にかかわる設計ということができよう。別の表現をもってすれば、地域農業をマクロ的に捉え、その作目編成と生産様式的设计である。マクロ的といった意味は、地域の農業的立地条件と農業資源を前提として、その所有及び利用上の社会的制約をとくに考慮せず、また地域内の個々の経営事情も一応条件からはずして、地域全体（行政地域内を更に再区分する必要がある場合はその再区分された地域）を生産単位として問題を扱うという意味である。

(1) 地域の作目編成の改変。農業診断の結果から既往の作目編成の可否が結論され、その改変の主要方向が示される。それを受けて設計段階では具体的に各作目の生産の順序と規模とを決定しなければならない。この場合に問題になるのは各作目の生産規模を決定するときの考え方と手順である。第一にここにいる生産規模はいわゆる固定的な「適正規模」ではない。本来は進展する潜在力をもった規模である。或は発展するために必要な適正規模である。⁽²⁾第二は、以上のような意味の生産規模を決めるにも二つの異なった手順が考えられよう。その一はその作目の生産に関わる技術的諸条件（技術一定）を前提としてどの程度の規模が物的生産性が最も高いか、という視点にたった規模決定の方式である。例えば、千頭の豚を飼育するのと二千頭と何れの生産性がたかいかというかたちで検討し、最高の能率をあげる規模をまず決めるといふ方式である。したがって第一の方式では生産規模のあらわし方が作付反別（作物）、飼育頭数（家畜）といった表現にならう。その二はその作目の生産物の市場取引条件を前提として、どの程度生産することが最も有利な取引ができるかという視点にたった規模決定の方式である。この場合の生産の規模は生産量で示される。なお、単に生産量だけでなく生産物の品質・規格、市場出荷時期といった条件を含めた市場供給可能量ということである。

以上あげた二つの生産規模決定の手順は、農業立地条件の如何と地域農業事情の如何で相方共に有効な方式となる。原則論的にいえば、経済距離が大市場に近接している地域においてはその一の方式がより重視され、市場より遠い地域では反対に第二の方式が重視されることになる。しかしこれは経済距離的条件だけで決められない。作目或は生産物によってもどの方式を重視するべきかがちがう。したがって一般的には両方の方式によって検討してみた結果、更にその地域の農業事情を勘案して、何れかに決定するという手つづきをとるべきであろう。

前述したように、農業診断の一般的結論は作目編成の単純化の方向を示すと思われる。農業労働力の減少傾向と生産規模拡大の要請ということを前提とするならば、作目編成の単純化は当然必要になってこよう。この場合に、従来の作目編成の中の基幹部門をそのままにして副次的部門を縮小していくという扱い方では生産構造改変とはいえないであろう。どうしても在来の基幹部門の在り方を検討して、その編成替を通じて作目編成の単純化をはかるべきである。前述したように、合理的の商品生産を行なうには生産単位量の大量化を是非とも実現しなければならぬ。他方、従来の作目編成では高度商品化作目はむしろ副次的に経営にとり入れられているもの（副作目）に多い。それ故に、新しい作目編成では在来の副次的作目が基幹部門の中心の位置を占める（主作目の転換）ようになる場合が多いと予想される。そのような実情から、作目編成の単純化は単なる作目の種類の減少ではなく文字通りの作目編成の転換というかたちの設計でなければならぬ。

(四) 地域の生産様式の改変。作目編成が確定すれば、それをどのようにして生産するかという問題が出される。もちろん、設計決定のプロセスとしては作目編成の決定に際し、いわゆる生産様式の問題を全く不問にしては事実上決められない。地域農業の実態と若干の標準的な生産技術とある程度の資金調達規模とを前提として、作目編成の

選択・決定を行なう。その上で最も合理的生産の仕方を設計する順序となろう。ここでも生産規模の問題が中心問題になる。しかし、生産様式の設計では生産量や作付(飼育)規模が検討されるのではない。それ等は設計の与件である。ここでの規模は主として物的生産手段の規模及び生産活動に「場」を提供する農業生産諸施設の規模である。すなわち、設計目的として与えられた生産量(作付規模)を地域内の所在稼働農業労働力で能率的に生産するにはどのような物的生産諸手段をどれだけ必要とするかということを決し、それを調達・建設していく具体的な手順が設計の内容である。生産様式に関する設計では、必要とする物的生産手段と、その調達・建設に要する資金との両方の表示が必要である。土地改良計画、家畜導入計画、農業資金計画といったかたちで示された従来の実施計画がこれである。しかし従来のこの種の計画(設計)は地域農業全体についての計画とは比較的關係なしに立案され遂行されていたかたちが多い。ここでの生産設計はそうではなく、マクロ的な地域農業の作目編成設計に呼応するところの生産設計である。ただ、この設計での規模は技術的適正規模という視点からだけでは決め難い。資本の導入・資金調達の現実性という条件の枠で制約された経済的許容規模を十分考慮したものでなければならない。何れにせよ、在来の規模を拡大するのがこれからの設計の課題である。

生産様式の改変のもう一つの重要な問題は前述してきたように、「地域単位の農業生産」という性格を積極的に作り出す経済体制的仕組にかかわる問題である。

従来の農業生産様式は個々の農業経営が生産単位となりその多数の経営が単に集合して一農業地域を構成していた。しかし単なる集合ではそれがいくら集っても特殊な生産的特性或は機能を発揮はしない。地域農業計画が在来の生産様式と異なった様式を設計しようとするならば、個別経営が何等かのかたちで協業するところの特定の経営

集団を作り出す問題に答えねばなるまい。農業の協業方式は多種多様のものが考えられ、また現に各方面で試みられている。それは農業経営者機能の各段階、各分野についての相互的分業化のかたちと、各種農業生産手段の共同調達・建設、或は共同所有・利用を目的とする共同化とを内容としたものである。協業体制を構想しそれを実行しようとする意味は個別的・単独の経営活動より協業した方が大規模活動が可能であり、生産の能率が向上するからであろう。しかし、マクロ的設計の段階の問題は農業基本法で規定した「協業」的生产様式を直接問題にはしない。それは地域農業計画の実践を最も能率的に行なうための、計画者と農業生産主体との関係づけを内容とする、地域全体の生産の組織化或は生産体制の設計であろう。別のいい方をすれば樹立された実施計画を遂行し、また運営していく場合の命令者・指導者とその服従者・追隨者との関係に関する設計である。如何なる手段によりこれを遂行するかという問題は後で触れるが、今後の地域農業計画ではおそらく次のような生産構造が一般的なかたちとなるものと予想される。すなわち、(i)地域農業の計画的意志決定をする中央機関（地域における）があって、そこで決定・採択された計画的判断に、その地域内の農業生産主体は原則として服従する。(ii)地域内の各農業経営はその地域の農家階層性、農業地域性の事情で一概にはいえないが、少なくとも従来よりはその経営組織が均一化されたその個別経営規模は拡大される。(iii)したがって地域農業全体のかたちは単純化しよう。そこで計画者は単なる計画作成者の機能に止まらず次第に実質的農業経営者機能まで分担していき、他方被計画者（個別農業生産主体）は経営者機能の範囲を縮小しつつ地域単位の農業生産の仕組みの中に組み込まれていく。と同時に被計画者の数も漸減していく。生産様式の設計は上述のような組織的集団を具体的にどのように描くかという問題に答えていかねばならない。

(B) 経営階層性の問題

前述したように、地域農業計画の経済的必要性は農業における商品生産の合理化ということにある。これを別の角度からいえば、少なくとも日本の現段階にあっては農業における資本主義経済諸原則の貫徹を促進するということにならう。農業構造の改善といい或は農業の近代化、或は農業の産業化、更に農業経営の企業化といった類の表現もその意味するところは、全て農業の資本主義化ということに外ならない。そうだとすれば、農業計画においても農業者、農家のいわゆる「階層」の問題を不問に附することはできないであらう。

農業経営における階層の問題はいくつかの側面から問題化できるが、計画論としては、これを(i)いわゆる農家階層分解という現象、(ii)経営階層構成とその分解がその地域の農業生産性と地域農業としての対市場活動とに対する作用、(iii)農家(経営)階層と農業生産諸要因の所有及び利用との関係、の三つの側面から問題にする必要がある。これ等の問題は地域農業診断の段階でも検討すべき問題点であるが、農業設計においてはどのような考え方で臨むべきであらうか。この点を地域農業計画の必要性と関連せしめた場合に次のような理解が成立すると思われる。

(i) 地域農業の生産様式設計を検討する場合に、経営各階層の農業生産活動にほぼ共通する作用を与えるような生産条件の形成と特定階層にその作用が限定される生産条件の形成とを区別して、原則として前者より設計し実践に移す。すなわち地域内の全農家に影響するような計画を先行する。その意味は商品生産に必要な条件を地域単位の規模でととのえることが必要と考えるからである。具体的に例示すれば、可能な限り、多数農家に関係する土地改良、農業諸施設の建設、或は新作目の導入といったことから設計し、実践に移す。すなわち、この第一段階は超階層的計画の段階といえよう。

(ii) 第一段階の設計と実践が成功したということは、もちろん、地域農業の平均的農業所得の向上という事実で

判断されるが、更に地域農業の中で経営間の経済的競争の結果として農業経営階層分解が表面化してくることにより確認されよう。農業構造改善の用語をもつていえば、自立化する経営層と非自立化する経営層とがはっきり分解し出すことである。このかたちの経営階層分解の兆しの見え出した時期からは、計画的判断は階層によって異なつたかたちで行なわれる必要がある。すなわち経営階層分解を促進することを目指す設計が農業計画目標の実現に必要な⁽¹⁾なつてこよう。前に触れた農業構造改善事業は本来この段階における計画と理解するのが妥当ではなからうか。

農業経営階層の構成を近代的意味で、未分解・未整理のまま農業計画の最終目標を実現しようと考えるのは経済の論理に反する理解といえよう。日本農業及び日本の経済構造の実情からして、ここ当分の間はいわゆる農外兼業農家は消滅しないであろう。地域によっては更に増加するものと予想される。しかし農業経営規模が零細で、農業者としての行動類型が、いわゆる専業農家の行動類型と異なる場合の多い兼業農家の経営を、農業計画の中で同じ扱いをすることは非合理的判断といえよう。

以上、農業計画(設計)においては、いわば一つの過程的手段として、第一段階では超農業経営階層的観点にたった設計が実施され、第二段階として、計画が本来的に目指している農業構造の近代化を促進するのに直接的に効果のある設計が問題視される、という一つの原則的方式を主張したい。事実このような動向は最近における各地の地域農業計画の実践の効果として散見できる。

(C) 地域区分の問題

小論では、地域農業計画の計画主体が市町村当局を中心とした公的の主体である場合を扱ってきた。現在の市町村という行政単位地域は地理的にかなり広く、且つ地域内の農業地帯の性格が均一でない場合が少なくない。しかし

不均一な農業地域を内包していても、マクロ的農業計画はその地域（行政地域）全体として検討されよう。だが、部分設計としてはむしろ農業地域的特性を十分考慮して検討される必要がある。農業地域の同質性と異質性とを何を指標として判断するのが妥当かという問題は、それ自身重要な研究課題であろうが、地域農業計画論としては、農業的自然条件、農業資源、および経済地理的条件の三点について均一性、同類性をもった地域を同一地域とし、以上の三条件が異なる場合をちがった性格の農業地域と考えてよからう。農業経営形態とくに作目分布、或は農家の平均的経済力或は農業生産諸関係等も農業地域区分の指標とされるが、とくに、地形的条件と経営形態とによって農業地域類型を規定する考え方が最も一般的にとられてきた考え方である。けれども計画論としては既存の作目分布形態はむしろ計画によって改善していく対象であり、計画の扱い方を異にする必要があるかどうかの判断の素材となるような地形的個性の指標とはいえないであらう。

もちろん上述の三条件も永久に固定的生産条件ではない。計画的行動によって変えうる条件であり、また変えるべき対象である。しかしこの中の自然条件と資源は農業生産の一種の与件で、農業生産活動はこの二条件を開発・利用・培養するという方法で農業生産力を発揮し、この二条件に合理的に適應することによって計画目標を実現していく。経済地理的条件はその土地の農業生産の経済的能率を左右するもので、計画者が自分で経済地理的条件を改変できる場合とできない場合とがあるが、何れにせよ農業生産活動はこの条件に一方的に適應し、それを最大限に活用することによって経済的能率とくに流通経済的能率が発揮できる。

以上述べた三条件が異なる二つ以上の農業地域が同一地域内に存在する場合、当然のこと乍ら作目編成のちがった農業生産模式の設計が必要にならう。農業生産の立地選択はやはり農業的自然条件、資源を第一とした作目立地

が行なわれるのが合理的であるから、農業地域毎のミクロ的設計を必要としよう。

注 (1)

国民経済の計画論としては既に多くの試みがなされている。その代表的なものとしては、オランダ中央計画局のいわゆるティンバーゲン・モデルをあげることができよう (J. Tinbergen, *On the Theory of Economic policy*, 1952. 邦訳『経済政策の理論』、気賀・加藤共訳、一九五六年)。また、日本の経済計画論に大きい影響を与えている、有名なコルムの『一九六〇年のアメリカ経済』 (Gerhard Colm, *The American Economy in 1960*, 1952) が、経済予測方式の一つの代表的なものといえよう。

(2)

技術及び価格関係一定という条件を前提として、所得 (利潤) 最大をもたらし各作目の組合せを決定する手法として、最近はいわゆる線型分析法が注目されている。しかし、線型分析法は静態的最適規模の決定の手法であり、生産の発展性を内包する動態的生産規模の問題に直接「解」を与える性質のものではない。しかし、ここで考えている規模はいくつかの生産技術体系の中から、生産に採用する技術を選択・決定するという場合の規模の問題である。

(3)

日本農業の生産性の進展を阻害してきた社会経済的要因の有力な一つは、今日までの農業経営階層分解が不徹底であったことにある。ここでは、経営階層の近代分解を問題にしている。農家内の労働力のいわゆる賃労働者化を指標とする農民階層の分解を指しているのではない。また、階層分解を農家経済 (家計) の貧富のひらきとただちに結びつけて考えているのではない。

(4)

農家兼業乃至兼業農家と農業生産に関する問題については以下の拙稿を参照。

「農家の兼業化」『農業総合研究』第八巻第三号。

「農家兼業の機能」『農業総合研究』第九巻第一号。

「兼業化と農業生産」『農業総合研究』第十二巻第三号。

『神奈川県における農家兼業の問題』昭和三十一年、神奈川県刊行。

七、計画者と計画的誘導

計画は行動を律する目的で行なわれるものであるから、計画的諸判断の結果がただ紙に書かれただけに終っていただけでは何等実践的意義がない。しかし、地域農業計画の場合には計画者が必ずしも農業生産活動の主体ではない。したがって、計画と農業生産者（＝農業経営者）の行動とを結びつける問題（前稿二の（三）参照）が解決されないと、計画自体の存在意義を失ってしまう。その意味で地域農業計画の問題は計画的判断の方法論の問題でつぎるのではなく、計画を如何にして地域内の農業生産者に理解させ、その上で生産者の生産的諸行動を誘導するかという問題の究明が甚だ重要であろう。

（一）地域農業計画者の機能

小論で考えている地域農業計画者はそれ自身農業生産主体ではない。しかし、農業に関する生産計画的判断を行なうということは農業経営者機能を担当することに外ならない。一般に農業経営者は、主として経済的側面に関わる生産者機能を果すいわゆる農業企業者の機能と、生産の技術的側面を担う農業技術者の機能との二つの機能を持ち、(i)生産計画、(ii)生産管理、(iii)生産成果整理の三段階の仕事を担当する。このうちの地域農業計画者は第一段階の生産計画の一部を個々の経営者に代って行なうことになる⁽¹⁾。

本来、個々の経営者が自己の経済的責任において自由に経済的生産活動を行なっている今日の経済体制の中で、経営者以外の主体が経営計画に代る農業計画をたてることは矛盾ともいえようが、前述したように、今日及び今後の経済情勢の中で商品生産農業を合理的に行なうには経営集団の規模（地域）の生産計画的判断がどうしても必要で

あり、またその生産活動も集团的活動を必要とするようになってきた。

そこで、地域農業計画者は自から農業企業者の立場と配慮とをもって計画化にあたらねばなるまい。その計画的判断はさきに述べたように農業診断と農業設計とからなる。このうちの農業診断は地域農業計画者のみが担当する分野であろう。しかし農業設計の段階では、設計的判断とその実施との二つの分野があり、又計画者の行なう農業設計の判断と個々の農業経営者の行なう経営設計的判断とが区別されねばなるまい。更に部分設計の場合の実施の主体についてもそれを誰が担当するかということを明らかにする必要がある。これ等が明らかにされてはじめて、計画者と被計画者の間の関係がはっきりしてこよう。

結局、地域農業計画者は、(i)地域の農業診断一般を担当し、(ii)その結果によって一般設計を行ない、(iii)更に具体的な農業生産活動の方向と方法とを示す部分設計をたて、そしてこの設計を個々の経営者に普及、納得させることが計画者としての任務となろう。ここまでの仕事は現行諸制度と経済情勢とを前提として市町村当局を中心とした機関がそれを担当することができよう。問題は設計に従った実際の生産活動のうちどのような分野をどの程度まで地域農業計画者或はそれに準ずる主体が担当するのが妥当であるかという問題である。本来行政行為を担当するところの市町村当局が経済行為を行なうことの制度論的当否の問題をしばらくおくとして、いわゆる農業生産基盤の整備・建設に関わる諸事業は原則として計画者自身が主体になるのが適当ではないか。農業生産基盤すなわち農地造成・整備や水利施設等諸施設、道路、各種防災施設等の整備・建設は、その事業の直接的効果の多くが超階層的なものである。またそれ等施設の建設活動自体からは生産物を産出しない、すなわち直接的再生産活動ではない（もちろんそれに伴う投資の回収は直接的再生産活動が負担しなければならないが）。したがって、農業生産の基礎条件の建

設行為は計画者自体が同時に兼ねるのが適當であらう。

(二) 計画誘導の方式

確立された農業計画によって、個別経営計画に代って地域内農業生産主体(各種組合、農家等)の行動を誘導するにはいくつかの方法が考えられる。それを若干整理して述べれば次のようになる。

(イ) 物的手段による誘導。農業計画の運営すなわちその実施とは、本来は各生産者が勝手な方向と方法で行動しているものを、特定の方向と方法で統一に行動させることである。そこで、その地域内の農業生産諸活動の基礎条件を共通なものにしていくことが、結果として、多数の生産者活動を統一することになる。例えば、生産物の共同集荷施設を建設すれば、その施設(物的手段)を各生産者が利用することによって、自から各生産者の出荷行動は歩調を合せてくる。また土地改良、水利施設の整備を行えば耕地条件は均一化される。そこでその上で行なわれる各生産者の栽培活動は次第に類似してくる。このように、多数の経営の生産活動を統一化或は類型化することに効果のある物的手段(例えば大規模手段の導入)をつくり出していくという方法が、被計画者を誘導する有力な方法である。従来の農業計画はこの方式を主として利用してきた。しかし、物的手段による誘導が全てではなからう。

(ロ) 作目編成による誘導。端的にいうと、各経営者のもっている「何を生産したらよいか」という問いに、計画者が具体的に答えていくことが、被計画者誘導の効果ある方法とならう。農業診断の結果から地域の作目編成に関する設計をたて、その合理性を多くの生産者に納得させていく努力が重要な手段である、この方式も従来からある程度行なわれてきていた。しかし前にも触れたように、従来は主として副次的部門の作目導入に限った誘導

が多く、地域農業の基幹的作目編成の転換を設計してその実現を誘導した場合は少ない。

(イ) 生産体制による誘導。農業計画を実施するに当り、作目編成の公示或は生産基盤の建設等に止まらず、その計画通りに生産活動を行なうため、地域内に新しい生産体制を作り、個々の農業生産(経営)者をその体制の中に編入して、いわば計画者或は集団指導者の指示に一方的に服従させることによって被計画者を誘導する方式が考えられる。いままではこの方式の典型はその事例があまりない。けれども、はっきりした組織的或は制度的体制が作られてはいなくても有能な指導者がいるところでは事実上計画者の指示通りに被計画者が追隨的行動を行ない、結果として成功しているという事例は珍らしくない。これを地域農業の単位の中で体制化することが考えられよう。他産業における一企業体内の体制と形式的には類似したいわゆるブランド・システムの原理を地域農業に応用することである。

(ロ) 教育・啓蒙による誘導。農業計画の内容とその計画の中での自己の経営の位置づけを、各農業経営者に納得させることは。計画誘導にとって最も必要な方法である。こうした方面の努力もある程度は行なわれてきた。しかし、地域農業単位の生産活動は、従来の個別経営単位の生産活動の仕方とかなり本質的にちがった面があり、したがって農業生産者としての物の考え方や能力は在来の個別、農業経営者としての一般的知識・教養の向上ということだけでは不十分な点があろう。予想される地域単位の組織化された経営集团的生産様式を運営するのに適した経営者・技術者教育が必要となろう。

以上、四つの方式は何れも計画の誘導に必要である。しかし現行経済秩序の中で、地域農業計画者と個別農業経営とを直結し、計画者の経済的決断に各経営の生産活動を服従させることは困難でもあり、また、果して経済的に

妥当な方式とはいえないであろう。そこで、地域農業計画者と個別農業経営者との中間に存在し、直接的生産活動（生産・流通過程における活動）を経営集団の規模で遂行する経済主体が必要になる。その代表的なものは農業協同組合であろう。ただし、従来の日本の農業協同組合の機能範囲或は活動の仕方そのままで上述の役割を果せるとはいえない。農協をはじめ各種の組合・団体は、より積極的に直接的農業生産過程（栽培・飼養）に参加することが必要であり、農産物・農業生産資材の流通過程を担当するだけに止まらず、短期的生産計画、農業情報蒐集、農業宣伝といった広い意味の農業経営者の役割をも積極的に担っていく必要がある。

すなわち、単位農協が特定生産部門を一つの独立した生産組織単位にちかい体制にととのえ、生産過程全体の生産計画を担当し、且つその生産段階の一部を自から経営し、各組合員の個別経営は農協単位の生産組織の中の一分野を担当する、といったかたちの組織化が考えられよう。このようなかたちは既に各地でその萌芽的なものが試みられている。全中が構想している「畜産団地」の形成というのもこれに近い。また農協は、個別経営が行なっていた特定の生産活動を積極的に代行していくのも一つの有力な行き方である。例えば、大型機械による耕耘行程、防除作業、或は生産物の選別・運搬・加工といった行程を従来のような単なる請負・賃仕事というかたちでなく、より積極的に行なう方式もある。

このような、地域農業計画を効果的に実施するための社会・経済体制についての計画的判断も実は農業計画の重要な課題である。農業生産計画の誘導とその誘導方式についての計画とはその内容がちがう。前者は経済計画の中の一分野であり、具体的にどのような方式が計画誘導に合理的であるかという問題は、その地域社会の実態の中に問題解決の鍵が求められると理解すべきであろう。

